



2026年3月5日

各位

会社名 小野薬品工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 滝野 十一
(コード: 4528 東証プライム市場)
問合せ先 広報部長 井村 竜太
TEL 06-6263-5670 (代表)

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

小野薬品工業株式会社(本社:大阪市中央区、代表取締役社長:滝野十一、以下「当社」)は、2026年3月5日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分(以下「本自己株式処分」)を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2026年3月25日
(2) 処分株式の種類および数	普通株式 8,398,300株
(3) 処分価額	1株につき 2,435.5円
(4) 処分総額	20,454,059,650円
(5) 処分子定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与 ESOP 信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的および理由

当社は、2026年3月5日開催の取締役会において、当社米国子会社 Deciphera Pharmaceuticals, Inc. (以下「Deciphera社」)の従業員(以下「本従業員」)に対する長期インセンティブ株式報酬制度「株式付与 ESOP 信託」(以下「ESOP 信託」)の導入を決議しております。

本自己株式処分は、ESOP 信託の導入に伴い、当社が三菱 UFJ 信託銀行株式会社との間で締結する株式付与 ESOP 信託契約(以下「本信託契約」)の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与 ESOP 信託口)に対し行うものです。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に一定の要件を充足した本従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は、2025年9月30日の発行済株式総数 498,692,800株に対し 1.68%(小数点第3位を四捨五入、2025年9月30日現在の総議決権個数

4,695,453 個に対する割合 1.79%) となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は、株式交付規程に従い一定の要件を充足した本従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、ESOP 信託の概要については、2026 年 3 月 5 日付で公表いたしました「米国子会社 Deciphera 社従業員に対する長期インセンティブの株式報酬制度導入に関するお知らせ」をご参照ください。

【本信託契約の内容】

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	受益者要件を充足する本従業員に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱 UFJ 信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	本従業員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	2026 年 3 月 23 日（予定）
信託の期間	2026 年 3 月 23 日～2029 年 3 月 31 日（予定）
議決権行使	受託者は、受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移を鑑み、恣意性を排除した価額とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2026 年 3 月 4 日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」）における当社株式の終値である 2,435.5 円としております。当該価額を採用することにしたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査役全員（4 名、うち 2 名は社外監査役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は 25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所が定める有価証券上場規程第 432 条の独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上